

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第2937号)

令和4年4月27日

横情審答申第2937号

令和4年4月27日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和2年3月27日教南指第717号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「SSW対応メモ（特定年月日1）」、「SSW対応メモ（特定年月日2）」、「支援経過管理表」、「SSW対応メモ（特定年月日3）」及び「SSW対応メモ（特定年月日4）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「SSW対応メモ（特定年月日1）」、「SSW対応メモ（特定年月日2）」、「支援経過管理表」、「SSW対応メモ（特定年月日3）」及び「SSW対応メモ（特定年月日4）」の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和2年2月13日付で行った「SSW対応メモ（特定年月日1）」（以下「個人情報1」という。）、「SSW対応メモ（特定年月日2）」（以下「個人情報2」という。）、「支援経過管理表」（以下「個人情報3」という。）、「SSW対応メモ（特定年月日3）」（以下「個人情報4」という。）及び「SSW対応メモ（特定年月日4）」（以下「個人情報5」という。個人情報1から個人情報5までを総称して、以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 条例第22条第3号の該当性について

本件保有個人情報の非常勤職員の氏名は、当時、南部学校教育事務所に所属していた嘱託員の氏名であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。嘱託員の氏名は、一般に販売されている職員録等に掲載されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、本号ただし書アに該当しない。

個人情報1の会議参加者の職名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。

当該職名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、本号ただし書アに該当しない。また、当該職名を開示することにより審査請求人の健康・生活が保護されるという審査請求人の利益と、開示しないことにより保護される審査請求人以外の権利利益を比較衡量した場合に、前者の利益が後者のそれを上回るとまではいえないため、本号ただし書イには該当しないと判断した。

#### (2) 条例第22条第7号の該当性について

本件保有個人情報の学校・関係機関等との共有情報内容、所見及び助言内容には、審査請求人及びその保護者に対する所見、助言内容及び共有情報等に関する個人情報が含まれている。この所見や助言内容は、関係機関が審査請求人及びその保護者の見立てについて率直に述べたもので、その内容が審査請求人の認識と異なる場合、これを開示することにより、関係機関と審査請求人との信頼関係が損なわれ、適正な相談や支援業務が困難になるなど、審査請求人に係る問題解決に関し、適正な執行に支障が生じるおそれがあることから、本号柱書に該当し、非開示とした。

また、関係機関との相談記録などの共有情報は、信頼関係を基に第三者には開示しないことを前提に関係機関から提供されたもので、このような個人情報を開示すれば、審査請求人の相談や支援を行う上で支障が生じるほか、今後の児童生徒の問題解決に関する業務において、関係機関からの協力が得られなくなるおそれが生じるため、本号柱書に該当し、非開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 一部開示を取り消し、全部開示を求める。
- (2) 審査請求人は本件により、健康、生活を著しく害することとなり、いまだその影響ははかり知れないもので、当時の状況を知ることは、今後の解決に向け重要なものである。
- (3) 本人は既に卒業しており、学校運営、学校支援に影響を及ぼすことは考えられず、関係機関との連携にも特に問題は生じない。
- (4) 児童と保護者との信頼関係を損なうものではなく、むしろ、非開示により保護者との信頼関係を損なうおそれがある。

- (5) S S W (School Social Worker) は審査請求人の情報を取得しており、審査請求人に対し誰が対応したかを知るべき権利がある。

## 5 審査会の判断

### (1) 児童生徒への支援に係る事務について

実施機関では、横浜市教育振興基本計画に基づき、児童生徒への支援のため、学校と家庭との緊密な連携による登校支援の取組や、学校と地域や区役所等の関係機関との連携強化を行っているが、関係機関との連携強化を担う人材として、各方面別学校教育事務所に S S W を配置している。

S S W は、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者で、関係機関等とのネットワークの構築及び連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築及び支援、保護者・教職員等に対する支援、相談、情報提供等を行う。

実施機関の S S W の活用においては、学校の組織的取組の中心的役割を担う生徒指導専任教諭や児童支援専任教諭、特別支援教育コーディネーター等が、S S W と協働し、問題を抱える児童生徒を支援するとともに、その過程で学校自らの課題解決の力をつけていくことをねらいとしている。

S S W は、学校だけでは解決等が困難な事案に対して、課題解決に向けた支援ネットワークの構築のため、学校を中心としたケース会議を行う。学校を含む関係機関が、それぞれの専門性に基づいて意見交換を行い、課題を抱えた児童生徒や家庭に対して、それぞれの機関がその機能を生かした支援の分担を行う。これにより学校は、児童生徒の成長に向けた、教育的な支援という、学校教育本来の専門性を生かした役割を果たす。

### (2) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、審査請求人への支援内容を記録し、管理するために、S S W が作成した対応メモ及び支援経過管理表である。

個人情報 1 は、特定年月日 1 のケース会議の記録であり、ケース会議の概要、会議の内容及び S S W による見通しが記載されている。

個人情報 2 は、特定年月日 2 のケース会議の記録であり、ケース会議の概要及び会議の内容及び記載されている。

個人情報 3 は、特定年月日 5 から特定年月日 6 までの S S W の審査請求人に関する支援内容を日付ごとに記録した表である。

個人情報 4 は、特定年月日 3 のケース会議の記録であり、ケース会議の概要、

会議の内容及びS S Wによる見通しが記載されており、また、別紙として会議の内容をまとめたホワイトボードの写真が添付されている。

個人情報5は、特定年月日4にS S Wが専任教諭から電話で聞き取った内容及びS S Wによる見通しが記載されている。

イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、別表1の「実施機関が非開示とした部分」欄に記載の非開示部分1から非開示部分6までの情報を条例第22条第7号に該当するとして、また、非開示部分7及び非開示部分8を条例第22条第3号に該当するとして、非開示としている。

(3) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 実施機関は、非開示部分1から非開示部分6までが本号に該当すると主張している。そこで、当審査会で不明な点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 非開示部分1から非開示部分6までを開示することにより、関係機関と審査請求人との信頼関係が損なわれ、適正な相談や支援業務が困難になるなど、審査請求人に係る問題解決に関し、適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) また、非開示部分1から非開示部分6までは関係機関から信頼関係を基に第三者には開示しないことを前提に提供されたもので、これらを開示すれば、今後の児童生徒の問題解決に関する業務において、関係機関からの協力が得られなくなるおそれがある。

(ウ) さらに、これらの情報が開示されることを関係機関が意識すると、今後、ケース会議等の児童生徒の支援について検討する機会において、関係機関同士が率直な意見交換を行うことを躊躇し、効果的な情報共有や対応の検討を行いにくくなることにより、今後の児童生徒の支援業務に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 以上を踏まえ、当審査会は、次のように判断する。

(ア) 上記イ(ア)の主張について

審査請求人は本件本人開示請求時点で本件学校を既に卒業し、本件事案に

係る実施機関の支援業務は既に終結していることから、この主張は認められない。また、今後、実施機関が別事案で審査請求人の支援業務に関わる可能性は全くないとはいえないが、その可能性により関係機関と審査請求人との信頼関係が損なわれるおそれは法的保護に値する蓋然性があるとはいえない。

(イ) 上記イ(イ)の主張について

関係機関は、それぞれが協力して児童生徒の問題解決のための支援を行うという職責を持ってケース会議等に参加しているのであり、非開示部分1から非開示部分6までを開示することが、その協力体制に支障を及ぼすとは考えられない。

(ウ) 上記イ(ウ)の主張について

当審査会が確認したところ、本件保有個人情報には、関係機関の審査請求人や保護者に対する所見及び評価、相談内容、助言、今後の対応等の情報が記載されていた。これらの情報が開示されることを意識すれば、児童生徒の支援について検討する機会において、それぞれの関係機関が、児童生徒やその保護者等との関係性を考慮し、率直な意見を述べることや、問題解決のために踏み込んだ議論を行うことを躊躇し、効果的な情報共有や対応の検討が行いにくくなる可能性は否定できないことから、関係機関の審査請求人や保護者に対する所見及び評価、相談内容、助言、今後の対応等の情報については、実施機関の主張は認められる。

(エ) 非開示部分1について

当審査会が非開示部分1を確認したところ、非開示部分1は、関係者の審査請求人や保護者に対する所見及び評価、相談内容、助言、今後の対応等の情報であった。したがって、非開示部分1は、上記(ウ)のとおり、開示することにより、効果的な情報共有や対応の検討を行いにくくなり、今後の児童生徒の支援業務に支障を及ぼすおそれがある情報と認められる。

(オ) 非開示部分2から非開示部分4までについて

非開示部分2から非開示部分4までは、本件事案に係る客観的な事実関係を関係機関が共有した部分である。さらに、当審査会が見分したところ、その内容は、非開示部分1とは異なり、開示したとしても効果的な情報共有や対応の検討を行いにくくなるようなものではなかった。したがって、非開示部分2から非開示部分4までは、開示することにより、今後の児童生徒の支

援業務に支障を及ぼすおそれがある情報とは認められない。

(カ) 非開示部分 5 及び非開示部分 6 について

非開示部分 5 は支援内容の記録に記載されている公務員の職名であり、また、非開示部分 6 は支援内容の記録に記載されている公務員の氏名である。当該職名及び当該氏名に係る公務員が本件事案に関わっていることは、本件処分において開示している情報から明らかであり、開示することにより今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼす情報とは認められない。

エ 以上のことから、非開示部分 1 は本号柱書に該当するが、非開示部分 2 から非開示部分 6 までは本号柱書に該当しない。

(4) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

もっとも、本号ただし書アでは、「法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを、また、本号ただし書ウでは、「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 非開示部分 7 は、当審査会が見分したところ、非常勤特別職の地方公務員の職名であった。したがって、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当する。次に、本号ただし書について検討すると、非開示部分 7 は、職務の遂行に係る情報のうち当該公務員の職に係る部分に該当する情報であることから、本号ただし書ウに該当する。

ウ 非開示部分 8 は、SSW、学校カウンセラー及び学校支援員の氏名である。

したがって、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当する。次に、本号ただし書について検討すると、当該情報は、公務員の氏名であるが、当該公務員の氏名は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められず、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

エ また、実施機関は、非開示部分4については条例第22条第7号の該当性のみを主張しており、本号の該当性については主張していない。しかしながら、当審査会が非開示部分4を確認したところ、非開示部分4は、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当し、また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない情報であることが認められた。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を条例第22条第3号及び第7号に該当するとして一部開示とした決定のうち、非開示部分2、非開示部分3及び非開示部分5から非開示部分7までを非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分の非開示とした決定は妥当である。

#### (第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 西川佳代

別表1 保有個人情報のうち実施機関が非開示とした部分

保有個人情報	実施機関が非開示とした部分	
個人情報1 個人情報2 個人情報3 個人情報4 個人情報5	関係機関の審査請求人や保護者に対する所見及び評価、相談内容、助言、今後の対応等	非開示部分1
個人情報1 個人情報3	審査請求人に係る客観的な事実	非開示部分2
個人情報3	関係機関に係る客観的な事実	非開示部分3
個人情報1 個人情報2 個人情報3 個人情報5	審査請求人以外の第三者に係る客観的な事実	非開示部分4
個人情報3	公務員の職名	非開示部分5
個人情報3	公務員の氏名	非開示部分6
個人情報1	会議参加者の職名	非開示部分7
個人情報1 個人情報2 個人情報3 個人情報4 個人情報5	非常勤職員の氏名	非開示部分8

別表2 非開示部分のうち開示すべき部分

保有個人情報	実施機関が非開示とした部分	該当箇所	開示すべき部分
個人情報1	非開示部分2	「5 会議内容」の「(1) 経過概要について(司会)」の項	1行目から6行目までの全て
		「5 会議内容」の「(2) 関係者からの情報提供等」の項	4行目の1文字目から12文字目まで、5行目の1文字目から22文字目まで、7行目の全て及び13行目の全て
	非開示部分7	「4 会議出席者」の項	4行目の1文字目から6文字目まで
		「5 会議内容」の「(3) その他、確認事項等」の項	7行目の全て
個人情報3	非開示部分2	表の9個目の経過記録	3行目の10文字目から19文字目まで
		表の10個目の経過記録	2行目の2文字目から15文字目まで
		表の18個目の経過記録	2行目の2文字目から24文字目まで
		表の19個目の経過記録	1行目の2文字目から行末まで
	非開示部分3	表の3個目の経過記録	1行目の1文字目から7文字目まで及び1行目の16文字目から2行目の5文字目まで
		表の8個目の経過記録	2行目の2文字目から26文字目まで
		表の9個目の経過記録	2行目の2文字目から17文字目まで
		表の13個目の経過記録	1文字目から11文字目まで及び18文字目から文末まで
	非開示部分5	表の3個目の経過記録	1行目の8文字目から15文字目まで、2行目の8文字目から16文字目まで及び2行目の19文字目から23文字目まで
		表の13個目の経過記録	14文字目から17文字目まで

		表の15個目の経過記録	1行目の14文字目から17文字目まで
	非開示部分6	表の3個目の経過記録	2行目の17文字目及び18文字目

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和2年3月27日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和2年5月8日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和2年7月16日 (第259回第三部会) 令和2年8月25日 (第340回第一部会) 令和2年8月26日 (第382回第二部会)	・諮問の報告
令和3年11月24日 (第409回第二部会)	・審議
令和3年12月22日 (第410回第二部会)	・審議
令和4年1月26日 (第411回第二部会)	・審議
令和4年2月22日 (第412回第二部会)	・審議
令和4年3月9日 (第413回第二部会)	・審議